

事業所等への運営指導について

I 運営指導の概要について

1 運営指導とは

県は、適正な事業所運営が図られるよう、「介護保険施設等の指導監督について」（国通知）及び「茨城県介護保険施設等実地指導要綱」等に基づき、介護サービス事業者の事業所において、「運営指導」及び「報酬請求指導」を実施している。

（介護保険法第24条等）。

⇒管理者等からの聞き取りや関係書類の確認

①運営指導

政策上の重要課題である、「高齢者虐待防止」、「身体的拘束の適正化」を重視して実施。

②報酬請求指導

特に加算・減算に関して重点的に実施。

2 実施主体

○ 定期的な運営指導

- ・ 福祉政策課福祉監査室（主に福祉系）
- ・ 各保健所地域保健推進室【中央、ひたちなか、日立、潮来、竜ヶ崎、土浦、つくば、筑西、古河】（主に医療系）

○ 随時の（特別な）運営指導

- ・ 長寿福祉課が、主体となり実施。

※常総市、つくば市及び笠間市に所在する事業所（介護保険施設除く）は、指導・監査の権限が当該市に移譲されているため、当該市が実施。

※水戸市は令和2年4月の中核市移行に伴い、市に所在する事業所は全て市で実施。

※居宅介護支援事業所は、平成30年度より指定・指導・監査等の権限が市町村に移譲されたため、各市町村で実施。

3 実施回数

施設系は、4年に1回以上、その他は、指定更新（6年）までに、1回以上。

4 選定条件

○ 定期的な運営指導（福祉政策課・各保健所）

新規指定事業所、実地指導サイクルが到来する事業所等について実施

○ 随時の運営指導（長寿福祉課）

問題があると疑われる事業所を選定し実施。

5 実施通知

- 定期的な運営指導
福祉政策課と各保健所から通知
- 随時の実地指導
長寿福祉課から通知

6 指導結果

- 「改善状況報告書」の提出及び「介護報酬返還(過誤調整)」等の措置をとる。
※著しい法令等違反がある場合は「監査」へ移行

《参考》

- 令和3年度運営指導実績(介護予防含む)【定期的指導】
 - ・ 福祉政策課 133事業所

- 令和4年度運営指導予定数(介護予防含む)
 - ・ 福祉政策課 461事業所

II 運営指導の流れと留意事項について

【運営指導の流れ】

- 1 県より実施通知発送(1~2か月前頃)
 - ・ 通知には、運営指導対象事業、日時、事前提出書類を2週間前までに提出する旨が記載してある
- 2 事業所における事前準備
 - ・ 事前提出書類(指導事前資料・自己点検票)の作成、県への提出
※事前提出書類は長寿福祉課ホームページから所定の様式をダウンロードして作成する
- 3 運営指導当日
 - ・ 巡視、事前提出書類等に基づく確認、指導
- 4 指導結果の通知等
 - ・ 「口頭指摘」、「文書指摘」、「監査への移行」
- 5 運営指導後の対応
 - ・ 「改善状況報告書」の提出(「文書指摘」の場合)
 - ⇒「改善状況報告書」の提出期限は結果通知から概ね1か月後
 - ※ 書類の補正や返還金の精査(介護報酬の請求誤りによる自主返還の手続き)は、適正かつ迅速に行い、指摘された事項について、何時までに、どのような改善措置を講じるのかを、「改善状況報告書」に具体的に記載する(なぜ不適切、不適正なこととなっていたのか運営指導当日、説明が不足していた場合は、その理由・経緯も併せて記載する)。

- ※ 「改善状況報告書」には改善状況がわかる書類を添付する
- ※ 返還が生じる場合は、精査のうえ返還見込額(利用者分を含む)も記載する。
- ※ 「改善状況報告書」の内容が不適切な場合には、補正・再提出を求めたり、追加で運営指導等を行う場合。

【運営指導に係る留意事項】

(1) 身体拘束の適正化に関する措置 注 減算有

平成30年度介護報酬改定において、身体的拘束の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけ。

義務違反の場合、拘束対象者だけではなく、入所者全員について減算(実施検査で確認した翌月分の請求から3か月間、基本報酬「10%/日」減算となる。但し、その間に改善が確認できない場合は、確認できるまで減算となる。)

必要とされる事項等

(* 身体的拘束等を実施していなくても、①②③④は必ず実施)

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、結果についての周知徹底
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
- ③ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施(年2回以上)し、その記録を残す
- ④ 職員の新規採用時における身体的拘束等の適正化の研修を実施し、その記録を残す
- ⑤ 身体的拘束等を行う場合、態様及び時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録

(2) 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化 注: 減算有

施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることを義務づける。事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する。

(3) ハラスメント対策の強化

セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることを義務づける。

(4) 感染症対策の強化

(※令和6年3月までは努力義務)

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を

求める観点から、以下の取組を義務づける。

- ・ 施設系サービスについて、現行分(委員会の開催、指針の整備、研修の実施等)に加え、訓練(シミュレーション)の実施
- ・ その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

(5)業務継続計画に向けた取組の強化

(※令和6年3月までは努力義務)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。

(6)高齢者虐待防止の推進

(※令和6年3月までは努力義務)

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

(7)無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

(※令和6年3月までは努力義務)

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務づける。

Ⅲ 令和3年度運営(実地)指導における主な指摘事項

- ・ 介護サービス情報が未報告
- ・ 訪問介護計画が未作成
- ・ 特定事業所加算の算定要件の不備
- ・ 重要事項説明書の記載内容の不備
- ・ 訪問介護員の員数基準が不足